

資産課税 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

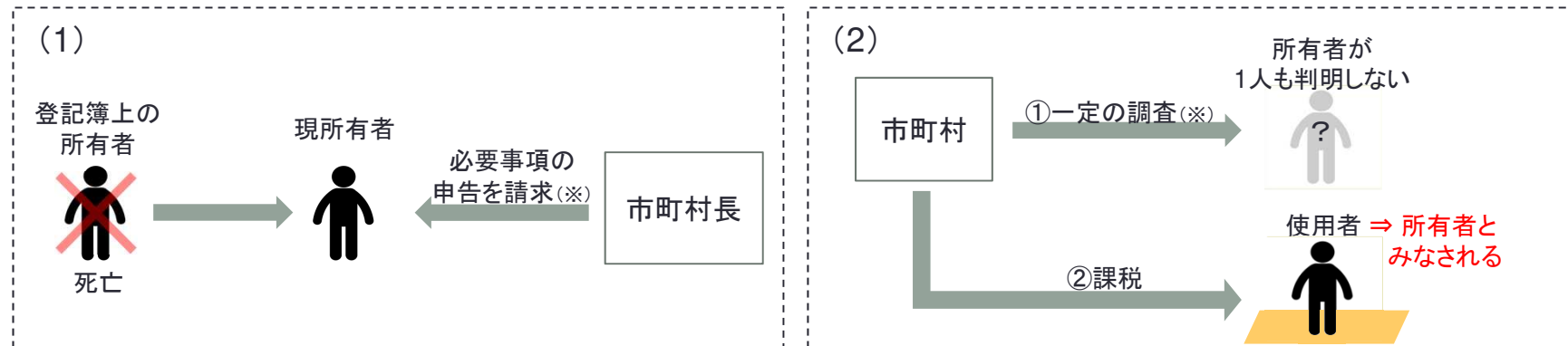
1. 改正の概要

(1) 現に所有している者の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡している場合、市町村長は条例によりその土地又は家屋を現に所有している者に対して固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるとし、当該申告について、固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。

(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大

市町村は、所有者不明の土地又は家屋について、一定の調査を尽くしてもなおその固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者に通知を行った上で、当該使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとする。



(※)固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける

(※)住民基本台帳及び戸籍簿等の調査並びに使用者と思料される者その他の関係者への質問その他の所有者の特定のために必要な調査

2. 適用時期

(1) 現に所有している者の申告の制度化 : 2020年(令和2年)4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用する。

(2) 使用者を所有者とみなす制度 : 2021年(令和3年)度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3. 今後の注目点

- ・ 罰則の具体的な内容。
- ・ 「使用者」の具体的な範囲。
- ・ 適用があった場合に過年度分まで遡及して納付義務が生じるか。